

**【還付口座の記載について】**

申告書の還付請求欄に還付口座を記入する場合は、口座番号、口座名義人を必ず確認のうえ記入してください。

口座番号や口座名義人が誤っている、還付口座が変更されている等により還付に支障が生じています。還付口座に誤りがある場合、還付に時間を要することになりますので、ご注意ください。

**【書類の提出先について】**

申告書及び届出書の提出先は事務所等の所在する市町を管轄する県税事務所(下記【お問い合わせ先】参照)です。提出先の誤りがあった場合、控えの返送等に時間を要することがありますのでご了承ください。

**【消費税のインボイス制度について】**

令和5(2023)年10月から消費税インボイス制度が始まります。インボイス発行事業者の登録を予定されている方は、早めの登録申請をお願いします。詳しくは国税庁の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

**【申告書の作成及び郵送にあたっての注意点】**

- 1 端数処理については、課税標準額に1,000円未満（特別法人事業税は100円未満）の端数があるとき又は税額に100円未満の端数があるときはこれらを切り捨ててください。また、税額が100円未満であるときはその全額を切り捨ててください。
- 2 申告期限及び納期限を厳守してください。これらの期限を経過した場合は、不申告加算金及び延滞金の対象になります。なお、郵送で申告書を提出する場合は、通信日付印により表示された日が申告書を提出した日とみなされますので、封筒にはできるだけ切手を貼付してください。
- 3 申告書の還付請求欄に還付口座を記入する場合は、口座番号、口座名義人等を必ず確認のうえ記入してください。
- 4 受付印押印後の申告書（控用）の返送を希望する場合は、必ず返信料相当の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

**【eLTAX（電子申告）のご利用について】**

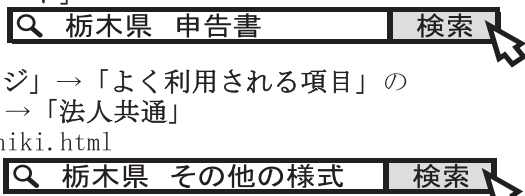
- 1 法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税の申告は、eLTAX(電子申告)をご利用いただけます。eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。  
eLTAXホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp/>  
なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。  
利用届出や申告内容については管轄の県税事務所へご連絡ください。（下記【お問い合わせ先】をご覧ください。）
- 2 次の内国法人はeLTAX(電子申告)による提出が義務化されています。  
①事業年度開始の日において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人  
②相互会社、投資法人、特定目的会社  
上記法人が法定申告期限までにeLTAXにより電子申告を行わない場合、書面で申告を行った場合であっても不申告として取り扱われます。

**【各種様式等のダウンロード方法】**

申告書、納付書及び各種届出様式については、栃木県のホームページからダウンロードいただけます。

- ① 申告書や申告書別表のダウンロード先  
県のトップページの「暮らし・環境」→「県税」→「県税のホームページ」→「よく利用される項目」の「法人県民税・事業税について」内「申告書・申告書別表等のダウンロード」  
URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/b07/sinkokusyo2.html>
- ② 納付書や各種届出様式のダウンロード先  
県のトップページの「暮らし・環境」→「県税」→「県税のホームページ」→「よく利用される項目」の「各種様式のダウンロードについて」内「その他の様式ダウンロード」→「法人共通」  
URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/b07/life/zeikin/zeikin/dlyoshiki.html>

**【お問い合わせ先】**



宇都宮県税事務所 宇都宮市 上三川町 (法人調査課は県内全域)	〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2 【法人課税課】 TEL:028-626-3021	鹿沼県税事務所 鹿沼市 日光市	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1 TEL:0289-62-6202
	TEL:028-626-3177	真岡県税事務所 真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	〒321-4398 真岡市荒町116-1 TEL:0285-82-2136
栃木県税事務所 栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町	〒328-8504 栃木市神田町6-6 TEL:0282-23-3414	矢板県税事務所 矢板市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那珂川町	〒329-2163 矢板市鹿島町20-22 TEL:0287-43-2173
大田原県税事務所 大田原市 那須塩原市 那須町	〒324-8551 大田原市本町2丁目2828-4 TEL:0287-23-4172	安足県税事務所 足利市 佐野市	〒327-8503 佐野市堀米町607 TEL:0283-23-1458

**税 率 表 ( 栃 木 県 )**

**【法人県民税】**

区 分		税 率		
		H26(2014).10.1～	R元(2019).10.1～	
法人 税 割	令和8(2026)年4月30日 までに終了する事業年度分	① 資本金の額又は出資金の額(※1)が1億円を超える法人	4.0%	1.8%
		② 保険業法に規定する相互会社		
		③ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円(※2)を超えるもの	3.2%	1.0%
		④ 上記のいずれにも該当しない法人		

区 分		税 率 ※3		
		右記以前	H20(2008).4.1～	
均 等 割	① 次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除きます。) ロ 人格のない社団等(法人税法施行令第5条に列記されている収益事業を行う者) ハ 一般社団法人及び一般財団法人 ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除きます。) ホ 資本金等の額(※4)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除きます。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの	20,000円	21,400円	
		② 資本金等の額(※4)が1,000万円を超え1億円以下の法人	50,000円	53,500円
		③ 資本金等の額(※4)が1億円を超え10億円以下の法人	130,000円	139,100円
		④ 資本金等の額(※4)が10億円を超え50億円以下の法人	540,000円	577,800円
		⑤ 資本金等の額(※4)が50億円を超える法人	800,000円	856,000円

**【法人事業税】**

法人の区分		課税標準の区分		税率		
				R元(2019) 10.1～	R2(2020) 4.1～	R4(2022) 4.1～
①所得金額 課税法人 (②、③、④ 以外の法 人)	普通法人	所得のうち年400万円以下の金額(※2)	3.5%	3.5%	3.5%	
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額(※2)	5.3%	5.3%	5.3%	
		所得のうち年800万円を超える金額(※2)	7.0%	7.0%	7.0%	
		3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額(※1)が1千万円以上の法人の所得	7.0%	7.0%	7.0%	
	特別法人(※5)	所得のうち年400万円以下の金額(※2)	3.5%	3.5%	3.5%	
		所得のうち年400万円を超える金額(※2)	4.9%	4.9%	4.9%	
	特定大規模協同組合等	所得のうち、年10億円を超える金額(※2)	5.7%	5.7%	5.7%	
②外形標準 課税法人	資本金の額又は出資金の額(※1) が1億円を超える普通法人(③、④ 以外の法人)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額(※2)	0.4%	0.4%	
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額(※2)	0.7%	0.7%	
			所得のうち年800万円を超える金額(※2)	1.0%	1.0%	
			3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額(※1)が1千万円以上の法人の所得	1.0%	1.0%	
		付加価値割	付加価値額	1.2%	1.2%	
	資本割	資本金等の額(※4)	0.5%	0.5%		
③収入金額 課税法人	送配電事業、導管ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人	収入割	収入金額	1.0%	1.0%	
		収入割	収入金額	1.0%	1.0%	
	特定ガス供給業を行う法人	付加価値割	付加価値額	—	—	
		資本割	資本金等の額(※4)	—	—	
④電気供給 業を行う法 人(送配電 事業を除く)	資本金の額又は出資金の額(※1) が1億円を超える法人(公益法人、 特別法人等を除く)	収入割	収入金額	1.0%	0.75%	
		付加価値割	付加価値額	—	0.37%	
		資本割	資本金等の額(※4)	—	0.15%	
	上記以外の法人	収入割	収入金額	1.0%	0.75%	
		所得割	所得金額	—	1.85%	

**【特別法人事業税】**

課 税 標 準 の 区 分	税率		
	R元(2019).10.1～	R2(2020).4.1～	R4(2022).4.1～
所得金額を課税標準として法人事業税を課税される普通法人の所得割額(税額)	37.0%	37.0%	37.0%
所得金額を課税標準として法人事業税を課税される特別法人(※5)の所得割額(税額)	34.5%	34.5%	34.5%
外形標準課税法人の所得割額(税額)	260.0%	260.0%	260.0%
送配電事業、導管ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人の収入割額(税額)	30.0%	30.0%	30.0%
特定ガス供給業を行う法人の収入割額(税額)※7	30.0%	30.0%	62.5%
電気供給業を行う法人(送配電事業を除く)の収入割額(税額)※7	30.0%	40.0%	40.0%

※1 「資本金の額又は出資金の額」は、各事業年度終了の日における額を基準にします。

※2 事業年度が1年に満たない法人にあっては、“年〇〇円”とあるところは、〇〇円×当該事業年度の月数÷12の計算式によって得られた額になります。この場合、月数の計算で1月に満たない端数は切り上げて1月として計算します。

※3 事業年度が1年に満たない法人の均等割については、上記年額×当該事業年度の月数÷12の計算式によって得られた額になります。この場合、事業年度の月数が1月を超える場合で1月に満たない端数があるときはその端数を切り捨てます。(例1)7月と25日間→7月  
当該事業年度の月数自体が1月に満たないときはこれを1月として計算します。(例2)10日間→1月

※4 地方税法上の「資本金等の額」とは、法人税法に規定する資本金等の額に、無償増資の額を加算し、無償減資等による欠損でん補に充てた金額を控除した金額をいいます。ただし、加算控除後の資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合は、税率表中の資本金等の額は、資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額と読み替えてください。なお、保険業法に規定する相互会社は純資産額をいいます。

※5 地方税法第72条の24の7第6項に掲げられている法人のことをいい、農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、労働金庫、中小企業等協同組合(企業組合を除く。)、森林組合、農林中央金庫、医療法人等が該当します。

※6 令和4(2022)年4月1日以降開始事業年度から、外形標準課税法人の所得割にかかる軽減税率は廃止されました。

※7 電気供給業を行う法人の所得割は特別法人事業税の課税標準に含みません。(電気供給業以外の事業を行っている場合の当該電気供給業以外事業に係る所得割を除く。)